

当協会は①のみ  
対応となります。

|   |           |
|---|-----------|
| (一社) 日本科学機器協会   |           |
| 整理番号  | JSIA-00〇〇 |
| ① 下記②③以外の場合 <input checked="" type="checkbox"/>           |           |
| ② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合 <input type="checkbox"/> |           |
| ③ 当該設備がソフトウェアである場合 <input type="checkbox"/>               |           |

| 事務局処理欄 |     |     |
|--------|-----|-----|
| 承認     | 確認  | 担当  |
| 月 日    | 月 日 | 月 日 |
|        |     |     |

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

|           |          |
|-----------|----------|
| 設備の種類     | 器具・備品    |
| 設備の用途又は細目 | 試験又は測定機器 |

- 複数の器具・備品を同時期に導入する場合は、「納入数量」を記載することで発行する証明書を1枚にすることができます。
- 納入年月は、予定で結構です。但し、対象器具・備品の名称・モデルが判明できる範囲でご記入ください

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| 当該設備の概要 | 設備の名称 | 〇〇〇〇〇〇                                  |
|         | 設備型式  | 〇〇〇〇-〇〇                                 |
|         | 納入数量  | 1台                                      |
|         | 納入年月  | 平成 〇年 〇月 (予定を記入すること)                    |
|         | 設置場所  | (事業所名) 株式会社〇〇〇製作所 △△向上<br>(所在地) 〇〇〇〇-〇〇 |

要件②については、生産性の向上(年平均1%以上)の判断材料となる1.当該モデルのカタログ等と2.比較対象となる一代前モデルのカタログ等を必要書類に添付してください。

|      |   |                   |
|------|---|-------------------|
| 該当要件 | ①「最新モデル」に該当するか<br>(※) 当該設備がソフトウェア組込型機械装置(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。)である場合は、「一代前モデル」でも可。           | ①. 該当      2. 非該当 |
|      | ②「生産性向上」に該当するか<br>(※) 当該設備がソフトウェア(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る)である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。 | ①. 該当      2. 非該当 |
|      | 先端設備の当否   | ①. 該当      2. 非該当 |

該当要件①及び②を満たしている場合に限り、先端設備の当否「1.該当」にチェックすることができます。

申請者がディーラーである場合は、製造業者等の名称にメーカー名を、製造業者等の所在地にメーカーの所在地を、代表者氏名に担当者等をご記入ください。  
 また担当者の欄にディーラーの名称、住所、担当者などをご記入ください。

該当要件欄に記載してある事項について  
 確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 3-8-5

電話：(03) 3661-5131

一般社団法人 日本科学機器協会

会長 矢澤 英人

印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成〇〇年 〇月〇〇日

製造業者等の名称 株式会社日本科学機器販売

製造業者等の所在地 東京都中央区日本橋本町〇-〇-〇

代表者氏名 東京 太郎 印

担当者 神田 二郎

担当者連絡先 (電話番号) 03-3661-〇〇〇〇

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制 (中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む) の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件 (「最新モデル」、「生産性向上」の要件) を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

([http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html))

当協会はチェックリスト①のみ対応となります。

①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用

②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト②を使用

③当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

2回目以降の申請は✓を記入してください。

【チェックリスト①】  先端設備について確認済

|                  |               | 製造業者記入欄   | 日科協<br>チェック欄 |
|------------------|---------------|---|--------------|
| 該<br>当<br>要<br>件 | 「最新モデル」に該当するか | <p>①. 該当            2. 非該当</p> <p>販売開始年度：2008年度<br/>取得等をする年度：2014年度</p> <p>下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。<br/>(ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。<br/>(イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。</p> <p>当該備品・機器が取得等する年度から起算して6年以内に販売されたものであるか確認。例えば、2000年に販売開始されたものであれば、以後最新モデルがなくても、6年以内の要件を満たしませんので「最新モデル」には該当しません。</p> <p>取得等する年度と同年度、もしくは前年度に販売が開始されたものであれば、無条件で「最新モデル」に該当することとなります。<br/>(例)販売開始年度：2013年度<br/>取得等をする年度：2014年度</p> |              |
|                  | 「生産性向上」に該当するか | <p>①. 該当            2. 非該当</p> <p>&lt;比較指標&gt;<br/>(*)以下の1～4までのいずれかの指標で比較。<br/>①. 生産効率        【対象機器の加工時間】<br/>2. 精度            【                           】<br/>3. エネルギー効率【                           】<br/>4. その他         【                           】</p> <p>「生産効率」、「精度」、「エネルギー効率」は、あくまで代表例です。様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点より指標は幅広く認めております。但し、指標は制度趣旨に沿ったものをご記入ください。例えば、上記以外でも、処理数、加工量、検査数等があります。一方、設備の「金額」などは設備の「生産性」には直接関係いたしませんので相応しくありません。</p>                          |              |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  |  | <p>&lt;指標数値&gt;<br/>                 (一代前モデル) : 30 分<br/>                 (2005 年度販売, 機器名)<br/>                 (当該設備) : 22 分<br/>                 &lt;生産性向上&gt;<br/>                 年平均 12%</p> |  |
| <p>(例)<br/>                 2008 年販売の新モデルの指標 (対象機器の加工時間) が 22 分であり, 2005 年販売の一代前モデルが 30 分である場合,<br/> <math>\{ (1/22 - 1/30) \div 1/30 \} \div 3 \text{年} = \text{年平均 } 12\% \text{の向上となり, 「年平均 } 1\% \text{以上」を満たすこととなります。}</math></p> |  |  |   |  |
| <p>先端設備の当否</p>   |  |  | <p>①. 該当      2. 非該当</p>  |  |

上記の①「最新モデル」に該当するか, ②「生産性向上」に該当するかの要件に関し, 両方に「1.該当」にチェックが付いた場合のみ, 先端設備にも該当することとなります。

- (※ 1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、**器具備品：6年**並びに建物及び建物附属設備：14年とする。
- (※ 2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。）が取得又は製作をするもののみが対象となる。